

改 正 後				改 正 前			
個⑥035-3 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【表面】				個⑥035-3 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【表面】			
中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書				(新 設)			
(平成 年分)		氏 名		(平成22年分以降用)			
中小企業者の試験研究費の税額控除	試験研究費の額①	円	繰越税額控除の計算に関する明細				
	中小企業者税額控除限度額 (①× $\frac{12}{100}$)②	円	前年超過要件に係る試験研究費の額の計算	本年分		前年分	
	事業所得に係る所得税額③	円		A	B		
	本年税額基準額 (③× $\frac{20又は30}{100}$)④	円		円		円	
	本年税額控除可能額 (②と④のうち少ない金額)⑤	円		円		円	
	所得税額超過構成額⑥	円	翌年繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算	前年繰越額又は本年税額控除限度額	本年控除可能額	翌年繰越額(②①-②②)	
	本年分の特別控除額 (⑤-⑥)⑦	円		②①	②②	円	
	差引本年税額基準額残額 (④又は(③× $\frac{30}{100}$))-⑤⑧	円		円	円	円	
	繰越中小企業者税額控除限度超過額 (⑧の「平成 年分」)⑨	円		円	円	円	
	平成22年分繰越中小企業者税額控除限度超過額 (⑨の「平成 年分」)⑩	円	平成22年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算	前年繰越額又は本年税額控除限度額	本年控除可能額	翌年繰越額(②③-②④)	
	平成23年分繰越中小企業者税額控除限度超過額 (⑩の「平成 年分」)⑪	円		円	円	円	
	計 (⑨+⑩+⑪)⑫	円		円	円	円	
	同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑧と⑫のうち少ない金額) (⑩のA)≤(⑪のB)の場合は0⑬	円		円	円	円	
	所得税額超過構成額⑭	円	平成23年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算	前年繰越額又は本年税額控除限度額	本年控除可能額	翌年繰越額(②⑤-②⑥)	
	本年繰越税額控除額 (⑬-⑭)⑮	円		円	円	円	
	所得税額の特別控除額 (⑦+⑮)⑯	円		円	円	円	
	円	円		円	円		

改正後	改正前
<p>個⑥035-3 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条第 4 項又は第 5 項に規定する中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（同法第 10 条の 2 第 1 項又は第 3 項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この控除は、措法第 10 条第 1 項から第 3 項までに規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。</p> <p>(2) 「③」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法 41、41 の 3 の 2)、政党等寄附金特別控除(措法 41 の 18)、住宅耐震改修特別控除(措法 41 の 19 の 2)、住宅特定改修特別税額控除(措法 41 の 19 の 3)、認定長期優良住宅新築等特別税額控除(措法 41 の 19 の 4)、電子証明書等特別控除(措法 41 の 19 の 5)及び外国税額控除(所法 95)の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「④」欄は、平成 22 年及び平成 23 年の各年分については「20 又は」を消し、平成 24 年分以後の各年分については「又は 30」を消します。</p> <p>(4) 「⑥」欄には、「所得税額から控除される特別控除額に関する明細書」（以下「明細書」といいます。）の「⑬」欄の B の金額を記載します。</p> <p>(5) 「⑧」欄は、平成 23 年から平成 25 年の各年において措法第 10 条の 2 第 4 項第 3 号に規定する平成 22 年分繰越中小企業者税額控除限度超過額又は同項第 4 号に規定する平成 23 年分繰越中小企業者税額控除限度超過額を有する場合には「④又は」を消し、その他の場合には「又は③×30/100」を消します。</p> <p>(6) 「⑰」欄には、明細書の「⑱」欄の B の金額を記載します。</p> <p>(7) 「繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄、「平成 22 年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄及び「平成 23 年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>イ 平成 22 年分 「平成 22 年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。</p> <p>ロ 平成 23 年分 「平成 23 年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。</p> <p>ハ 平成 24 年分 「繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。</p> <p>(8) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額⑳」、「㉑」、「㉒」の「平成 年分(前年分)」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額㉓」、「㉔」、「㉕」の金額(外書の数値を含みます。)をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「㉑」又は「㉒」の金額を記載します。</p> <p>(9) 「翌年繰越額㉓」、「㉔」、「㉕」の各欄の外書には、措法 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額 B」の各欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第 10 条、10 条の 2</p>	<p>個⑥035-3 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】</p> <p>(新 設)</p>